

懲戒処分書

氏名 原田主税

登録番号 2181

事務所 東京都荒川区西日暮里5丁目26番7号クレセントビル1階1号室

簡裁訴訟代理等関係業務認定の有無 有

処分内容及び理由の要旨

主 文

平成28年11月11日から2か月の業務停止に処する。

処分の事実及び理由

第1 処分の事実

司法書士原田主税（以下「被処分者」という。）は、昭和63年10月4日付け東京第2181号で司法書士登録し、平成17年9月1日、簡裁訴訟代理等関係業務を行う法務大臣の認定を取得し、上記肩書地に事務所を設けて司法書士の業務に従事している者であるが、平成23年5月26日、A株式会社を相手方とする債務整理事件について、同事件が簡裁訴訟代理等関係業務の範囲外となることが判明した際、弁護士との共同受任事件とし、同年12月2日までに報酬計33万3322円を受領したほか、平成23年及び平成24年の2年間で、受任した債務整理事件が簡裁訴訟代理等関係業務の範囲外となることが判明した際、弁護士との共同受任事件とし、前後45回にわたり、報酬約1800万円を受領するなど、報酬を得る目的で法律事件の周旋を繰り返し、もって司法書士の業務外の事務を行ったものである。

第2 処分の理由

処分の事実は、当局及び東京司法書士会の調査等から明らかである。

被処分者の上記第1の行為は、司法書士法第3条（業務）に規定する範囲外の行為を業務として行ったものであって、弁護士法72条に触れるおそれがあるばかりか、司法書士法第2条（職責）、司法書士法第23条（会則の遵守義務）及び東京司法書士会会則第94条（品位の保持等）、東京司法書士会会則第100条（不当誘致行為の禁止）の各規定に違反するものであり、また、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実に業務を行う司法書士としての自覚を欠くばかりか、司法書士に対する国民の社会的信用を著しく損なう行為であることから、その責任は重大といわざるを得ない。

しかしながら、被処分者は、上記一連の行為について、東京司法書士会に対し、提携弁護士との共同受任に関する報酬分割金を廃止した旨の弁明書を提出し、また、当局の事情聴取に対しても素直に供述するなど調査に協力的であり、

改しゅんの情が顕著であると認められる。

よって、これら一切の事情を考慮し、司法書士法第47条第2号の規定により、主文のとおり処分する。

平成28年11月11日

東京法務局長